

## 「指定特定相談支援事業」契約書及び重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定相談支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業所

法人名	株式会社ウェルビー
法人所在地	茨城県守谷市立沢 950-1
電話番号	0297-20-0711
代表者	代表取締役 菅谷 努
設立年月	平成16年3月18日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業 平成 30 年 4 月 1 日指定
事業所の名称	相談支援センター ダン・デ・らいおん
事業所の所在地	茨城県守谷市立沢 1001-1
電話番号 ファックス	0297-34-0766 0297-34-0760
メールアドレス	
管理者	細田 俊彦
事業の目的	利用者個人の尊厳を尊重し、利用者が自立した生活を営むことが出来るよう、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを支援することを目的とする。
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日

## 3. 通常の事業実施地域及び営業日

事業実施地域	県南福祉圏域
営業日	月曜日～金曜日
開所時間	10 時～15 時
休日	土曜日・日曜日・祝日・お盆の期間・年末年始(12/30～1/3)

## 4. 職員の配置状況

職種	指定基準
管理者	1名
相談支援専門員	1名以上

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) サービスの内容と利用料金

#### <サービスの内容>

#### ① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、福祉サービス及びその他の必要な支援(以下「福祉サービス等」)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

#### ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

・利用者及びその家族等、福祉サービス等事業者との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。

・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう福祉サービス等事業者との連絡調整を行います。

・必要に応じて福祉サービス事業の利用者負担金合計額を毎月算定し、利用者及び障害福祉サービス等を提供した事業所等に通知します。

・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的な再評価(モニタリング)を行い、サービス等利用計画の変更等必要な援助を行います。

#### ③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

#### ④ 入所施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が障害者支援施設等の入所を希望する場合には、入所施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### <サービス利用料金>

計画相談支援事業に関するサービス利用料金について、利用者の自己負担はありません。

### (2) 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方が当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

＜サービス等利用計画作成の流れ＞

**【障害福祉サービスの利用を希望する方】・【サービス等利用計画の立案を希望する方】**

- ・お住まいの市町村の障害福祉担当窓口
  - ・相談支援センター ダン・デ・ライオン(相談支援事業)
  - ・利用したい福祉サービス事業所
- に、直接来所して、利用手続きの説明を受けて下さい。

**【市役所の窓口で直接相談に行かれた場合】**

市町村から相談支援センターダン・デ・ライオンに福祉サービス利用希望者のサービス等利用計画の作成依頼がきます。

**【計画相談支援の契約】**

計画相談支援の提供について、福祉サービス利用希望者と相談支援センターダン・デ・ライオン利用契約を交わします。

**【相談支援専門員による調査及びサービス等利用計画の作成】**

相談支援専門員は、ご自宅や施設にお伺いして、福祉サービス利用希望者と一緒にサービス等利用計画の原案を作成します。

**【サービス利用計画を市町村へ提出】**

できあがったサービス等利用計画を市町村へ提出します。

**【サービス等利用計画と障害福祉サービス受給者証の交付】**

市町村から承認を受けたサービス等利用計画と障害福祉サービス受給者証の交付を受けます。

**【モニタリング(振り返り・見直し)の実施】**

サービス等利用計画等の作成後、その実施状況を把握し、必要に応じてサービス等利用計画等の変更をします。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情受付窓口等に遠慮なくご相談ください。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

苦情受付担当者	細田 俊彦(管理者) 受付時間 月曜日～金曜日 電話番号
苦情解決責任者	菅谷 努(代表取締役) 受付時間 月曜日～金曜日 電話番号

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

守谷市保健福祉部 社会福祉課	所在地 茨城県守谷市大柏 950-1 電話番号 0297-45-1691(直通) 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時
茨城県保健福祉部 障害福祉課	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-6 電話番号 029-301-3363 受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時
茨城県運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918 電話番号 029-305-7193 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

## 8. 利用者の記録や情報の管理・開示について

当事業所は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適正に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際しての必要な複写料等の諸費用は利用者の負担となります。

- ① サービス等利用計画
- ② アセスメント記録
- ③ モニタリング結果の記録
- ④ 利用者からの苦情の内容等会議に関する記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

年 月 日

指定特定相談支援(計画相談支援)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 茨城県守谷市立沢 1001-1  
事業所名 株式会社 ウェルビー  
相談支援センター ダン・デ・らいおん  
相談支援専門員 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業の提供開始に同意しましたので契約を締結します。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が捺印の上1通ずつ保有するものとします。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## <重要事項説明書付属文書>

サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の障害福祉サービス受給者証の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、万が下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了いたします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 市町村より利用者が計画相談支援の必要がないと判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑤ 事業者から契約解除を申し出た場合

年 月 日

指定特定相談支援(計画相談支援)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所	住所	茨城県守谷市立沢 1001-1
	事業所名	株式会社 ウェルビー 相談支援センター ダン・デ・らいおん
	相談支援専門員	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業の提供開始に同意しましたので契約を締結します。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が捺印の上1通ずつ保有するものとします。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 個人情報使用承諾書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

## 記

### 1. 使用する目的

- ① 事業者がサービス等利用計画を作成する時や、サービスを円滑に利用できるようにするために各サービス提供事業所及び医療機関などに情報提供が必要な場合。
- ② 事業者が指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- ③ 行政機関等、法令に基づく照会や確認において情報提供が必要な場合。
- ④ その他公益に資する業務(基礎資料の作成、実習への協力・職員研修等)において必要な場合。

### 2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

### 3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報

以上

年 月 日

株式会社ウェルビー 代表取締役 菅谷 努 宛て

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_